

令和6年国東市農業委員会 第7回（7月）総会議事録

1. 開催日 令和6年7月10日（水）午後2時00分～
2. 開催場所 国東市役所 201・202会議室
3. 出席委員 13名出席
4. 欠席委員 3番 豊田委員 （13番 徳丸委員は令和5年8月末で辞任）
5. 議事日程
 - 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第37号 農用地利用集積計画について
 - 議案第38号 農用地利用配分計画について
 - 議案第39号 農地法の規定による非農地証明書の交付について
 - 議案第40号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について
6. 報告事項
7. 協議事項
8. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	定刻になりましたので、令和6年第7回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。 では、本日の資料を確認します。 (資料確認終了) 出席確認 本日は、3番 豊田委員が欠席で、13番 徳丸委員が令和5年8月いっぱいで辞任し1名欠員ですから、委員総数14名中13名の出席となります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。 それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。 (会長あいさつ)
議 長	議事録署名委員の指名をさせていただきます。4番 石丸委員、5番 一丸委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それではさっそく議事に入ります。 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請、申請番号36番から申請番号42番まで事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。
吉本委員	申請番号36番、39番、41番、42番について、渡人が県外在住なのに経営面積がかなりあるのはどうしてでしょうか。また、今回譲渡す農地が全部ではなく一部みたいですがいいのでしょうか。
事務局	経営面積の件ですが、農地の所有者とその世帯員が農地の名義

	人であれば、所有面積がそのまま経営面積として計上されるようになっているため、県外在住で本人が耕作していなくても世帯員が耕作している場合は経営面積に計上されるようになっています。また、貸していても正式な契約がなければ貸付に面積が上がってこないためということもあると思います。 今回の申請で、所有農地のうちの一部のみの申請となっているのは、受人と話ができた農地だけであるためです。
中島委員	申請番号 36 番について補足説明します。渡人は全部一括してもらってもらいたい希望があるのですが、今耕作している人さえも「いない」と言っているのが現状で、貰い手がなかったのですが、今回申請分は、近所の人で野菜畑として使っている方がもらう話ができたため一部の取得となっています。
議 長	申請番号 41 番については、事情をよく知っているので補足説明します。今回申請分は、現在受人の母親が借りて野菜を作っているためその農地だけの申請となっています。あとの残った農地は空き家バンクに登録して家と一括で貰い手を探すようにしています。
上原委員	今回のような県外の所有者などが、基盤整備事業をしようとしたときは協力してもらえるのでしょうか。
中島委員	お金がかかる話であればむづかしいのではないのでしょうか。
議 長	今、綱井が基盤整備をしています、所在不明の所有者の場合が一番大変で、親戚などを探して許可をもらう話をしたと聞いています。
吉本委員	貰い手がなくて困っているとの話でしたが、公社に登録して貸したらいいと思います。
中島委員	地元の営農組合や認定農業者に貸しています。
吉本委員	余った農地は、公社に登録して地元の営農組合などに貸し出す話をすればよいと思います。池ノ内は今回契約がすべて切れるところでしたが、先日総会を開いて全て再契約をするようになりました。

中島委員	農地が欲しいという人がいないとむづかしいですね。
上原委員	そういう農地は農業公社がもらえばいいのではないですか。それが難しいとしても市の管轄にしておけば、基盤整備などを進めていく際にスムーズにいくと思うので、そうなればいいと思います。やはり、最終的にはどこも基盤整備をしていかなければ、今大規模経営している人たちも、飛び地になっていたりすると効率が悪いので借りてくれないですよ。
佐藤副会長	県外在住の所有者で、渡し手がない方には「農地バンク」の利用を進めていけばいいのではないのでしょうか。ホームページに出れば「ただなら欲しい」という方が出てくるのではないのでしょうか。
上原委員	農地はいらないという方は、かなり多くあると思いますよ。
議 長	いずれにしても農業委員の役割というのは、そういった農地が何とか荒れ地にならないようにお世話をするのが仕事ですから、議論するだけではなく、1枚でも片づけていくことが求められていますのでご協力をお願いいたします。 そういうことで議案第35号の件はよいのでしょうか。ほかにご意見・ご質疑はございませんか。 (意見・質疑なし) それでは、議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。 次に、議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)

議 長	議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請、申請番号 4 番について事務局より説明がありましたが、続いて、農地利用最適化推進委員の方から補足等説明をお願いします。
有長推進委員	先代の所有者が無断で浄化槽を設置していたが、今回浄化槽の設置替えを計画した際に判明し、追認による転用許可申請をするようになったのですが、これまでも支障がなかったので、特に問題はないと考えています。
中島委員	小原の谷は、下水道の認可区域があると思うのですが、申請地は認可区域ではないのでしょうか。
事務局	浄化槽設置の補助金申請が準備されており、上下水道課とも協議済みで、担当者からは「転用許可が出次第、補助金申請の受付を行う」旨の説明がありましたので、認可区域ではないと思います。
議 長	今も、浄化槽設置の補助金が出ているのですか。
中島委員	認可区域なら出ないです。
事務局	今回の計画に係る大半は補助金で賄われる予定です。
議 長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。
	(質疑・意見なし)
	それでは、議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について承認される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	議案第 36 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、全会一致で承認されました。
	次に、議案第 37 号 農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 37 号 農用地利用集積計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 37 号 農用地利用集積計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 37 号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 38 号 農用地利用配分計画について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明) 議案第 38 号 農用地利用配分計画の説明が事務局よりありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 38 号 農用地利用配分計画について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 38 号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 39 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)

議 長	議案第 39 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 39 号 農地法の規定による非農地証明書の交付について承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 39 号 農地法の規定による非農地証明書の交付については、全会一致で承認されました。 次に、議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料に沿って説明)
議 長	議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について事務局より説明がありましたが、ご意見・ご質疑はございませんか。 (質疑・意見なし) それでは、議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について、承認される方の挙手を求めます。 (全員挙手) 議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請については、全会一致で承認されました。 次に、その他について事務局から説明をお願いします。
事務局	7 月から農地利用最適化推進委員さんに、農地利用状況調査、農地パトロールを行ってもらっています。農業委員さんにおかれ

